

(件 名) 別居・離婚後の親子断絶を防止する支援を求める陳情書について

(陳情の趣旨)

令和6年5月17日に衆参議院決議で家族法改正が成立・公布され、共同親権を選択できる制度が採用された。離婚の際には、夫婦間での親権争いも珍しくない。司法が監護の継続性を理由に親権者に定める運用をし、親子断絶のケースに至りやすい。

更に、別居親が子どもと良好な関係を築いていた場合でも、離婚した親は学校等から保護者と認められない。行事への参加を望んでも同居親の一方的な判断で学校が参加を拒否したり、学習状況や在籍状況も通知されなかったりと把握すらできない。

これに鑑み、今改正に明記されておらず、共同養育計画書の義務化と、親ガイダンスの実施を子どもの最善の利益の観点から必要不可欠と思料する。

一方的な子どもの連れ去りや親子の引き離しは養育環境の激変であり、子どもの健全な成長に長期にわたり悪影響を及ぼす恐れがある。その為、欧米の先進諸国では非人道的な行為として誘拐や児童虐待と判断されるのに対し、我が国の裁判所では「単なる子連れ別居」と判断され、先に子どもを連れ去った同居親を「監護者」として、ほぼ司法は追認している。

また、裁判所において合意が決められた親子交流を無視し、履行されないケースが多発している。これは履行されない場合の担保(罰則制度)が無いためであり、共同養育計画書の作成の義務化が必要不可欠であると思料する。

子どもは、どちらの親からも愛されて、大切にされている事を実感し、安心感や自己肯定感を得ることが子どもの最善の利益に叶う。

現在もこの問題に苦しみ、明日に希望を見い出せない子どもや親が多くいることから迅速な対応が求められる。よって、国に対して別居離婚後の親子断絶の防止をする法整備について、改正民法に子どもの健全な成長と親子関係の正常な構築を目的とした追記をするよう、下記の事項を実現するように強く要望する。

記

- 1 離婚時における共同養育計画書の合意・提出と離婚や別居に伴う親子交流や養育費などの養育のための親ガイダンスの受講を強く推奨すること
- 2 別居親の学校・幼稚園などの行事について子どもの福祉に鑑み、参加できるようにすること
- 3 片方の親に対する一方的に親子の引き離しの禁止。同意なく子どもを引き離した場合には、子どもの福祉を考え、適切な場所に戻す。月4回未満しか会えない、会わせないことを親子断絶とみなし、同居親に適切な処置を行う。(ただし、児童虐待やDV等の事情がある場合には特別な配慮をされなければならない。)